

令和4年8月31日

1. 出席議員

2番	高山	正信	11番	萩尾	洋
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
12番	服部	良一	21番	松崎	辰義

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
企	画	限本	興樹
定	住	高巢	雅彦
観	光	荒川	真美
税	務	田代	秀明
環	境	石橋	信輝
介	護	栗山	哲也
建	設	轟	研作
林	業	月足	和憲
上	下	原	寿之
矢	部	石川	幸一
星	野	川口	良和

## 議事日程第4号

令和4年8月31日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
- ・討 論
- ・採 決

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

### 本日の会議に付した事件

第1 議案審議

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告について

報告第14号 令和3年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第54号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 八女市白城の里条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 字の区域の変更について

議案第57号 令和3年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について

議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）

議案第59号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定について

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

---

## 午前10時 開議

### ○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の議案審議、よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、高橋信広議員及び森茂生議員要求の議案質疑資料、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

なお、1番中島信二議員、12番服部良一議員、13番大坪久美子議員、21番松崎辰義議員からの欠席届を受理しております。

あわせて、21番松崎辰義議員からの議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）及び認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてに対する議案質疑については取下げを行われましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

### 日程第1 議案審議

### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

### ○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

専決処分という、いつも交通事故関係がありますけれども、当然、その場合には保険会社が入って、示談ということになっておりますけれども、当然この234,916円は保険の対象にはなっていない事件だろうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

### ○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

こちらは保険で対応をさせていただいております。

### ○10番（牛島孝之君）

保険ならいいですけれども、こういう要するに道路ののり面か何かにあった木が倒れかかったとか、そういうことですか。

### ○建設課長（轟 研作君）

こちら資料につけておりますけれども、法定外道路の横に水路が流れておりまして、水路の石垣から自生した木が倒れたものでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

それこそこういうもの、特に八女市は広いですので、あっちこっちでこういうのが出てくる可能性が今後あると思われるんですけども、なかなか調査といってもできないと思いますけど、それについてはどういう対処を今後されますか。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えします。

こちらの場所については、法定外道路ということで、ほとんど人が通らないような道でございます。

ただ、横に用水が流れておりまして、水路の管理者とも相談をいたしまして、パトロール等を兼ねてこちらの箇所については用水組合にお願いをしているところでございます。

**○6番（田中栄一君）**

今の点検関係については分かりました。

法定外道路、もうかなりの延長になると思いますので、そういった点検については地元の区長さんなり、そういったことの御協力をいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと別に、法定外道路だけじゃなくて、学校関係とか公立の施設で隣接する民家等に影響を及ぼす可能性もあると思うんですが、そこら辺についても対応、調査をお願ひしたいと思ひておりますが、教育委員会としてどういう考えか、ちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

**○教育部長（平 武文君）**

昨日の一般質問でもございましたけれども、学校関連施設、樹木等はやっぱり大きな事故につながる可能性がございますので、定期的に検査、チェックをつけたいと思ひます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したのものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○8番（高橋信広君）**

4点ほどお聞きします。

まず、補助金のことなんですけど、これは市の補助金だと思います。林業労働力強化事業補助金というのが4,000千円ずっとあると思いますが、今回、そのほかの補助金というのは獲得できなかった、この理由を教えてくださいませんか。

**○矢部支所長（石川幸一君）**

あと、今、高橋議員から言われました市の補助のほかに、令和2年度でございますと、県から林業労働力の確保の推進に関する法律によって、認定事業体が改善計画を出しまして、その目標に達すれば補助金を頂けるようになっておりましたが、令和3年度におきましては、令和2年7月の豪雨だったり、令和3年8月の豪雨の被災した市や県の災害復旧工事を優先して取り組みましたので、先ほどの目標というのが林産の伐採や搬出の目標量を定めておりました。この目標がクリアできなかったということで、やはり災害復旧を優先したことによって補助金の計画目標が達成できなかったため、応募できなかったものでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この補助金で3つほどあったと思うんですけど、今回はだめということでしょうけど、あと森林環境譲与税、これを活用するというのは難しいんですか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

森林環境譲与税の目的でありますところの、そういった——このクリエイトやべにお渡ししておりますこれは雇用関係の社会保険料等のための補助になっておりますので、そういった部分では、まだ今のところ、その森林環境譲与税の目的の中での取組の一つにはなっておりませんので、今後、そういったものが検討されなければいけないようなことになったりすれば、そういったものも視野に入れて取り組んでいかなければならないのではないだろうかという見解は持っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

せっかくある譲与税でございますので、今後、仕事の内容等を含めて譲与税を活用できるような仕組みもぜひ考えていただければと思いますし、要望としてお願いしておきます。

それから、令和2年度より正規職員の方が1名減になっておりますよね。ただ、人件費自体はほとんど変わらない。これについてはどういう理由なのか、お答えいただけますか。

**○矢部支所長（石川幸一君）**

今のは令和4年度の予算という考え方ですかね。

**○議長（角田恵一君）**

今のは令和2年と令和3年を比較して質問されたんですかね。（「令和3年と令和2年との比較」と呼ぶ者あり）

**○矢部支所長（石川幸一君）**

令和2年度と令和3年度は、職員数は変わっておりません。

**○8番（高橋信広君）**

令和2年度は7名、令和3年度は6名じゃないですか。違っていますか。正規社員ですよ。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

この職員数につきましては、5月31日が決算日となっておりますので、職員数につきましては、要は行政でいうところの新年度になっておるところでの数字を上げさせていただいております。そういったところで1名減になっておるところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

基本的には一緒だということですね。令和2年と令和3年は、実質は一緒だったということですね。（「そうでございます」と呼ぶ者あり）承知しました。

それから、これは去年かおととしの、役員報酬がゼロなんですね。これは、ぜひ検討いただきたいということをお願いしたんですが、やっぱり株式会社である以上、役員報酬が10人もおられて全てが無報酬というのは、モチベーションとは言いませんけど、やっぱり経営戦略を立てたり、いろいろ考えるときにゼロではというのは、私は思うんですが、これについては御検討されたかどうかお聞きします。

**○矢部支所長（石川幸一君）**

昨年もそういう御質問があったことを承知しておりまして、今年度でございますが、この役員報酬につきましては、定款の定めにより協議するようにはしておりますが、今期が利益が112千円ほどしか上がっておりませんので、まず、当会社に利益が生じた場合、株主総会の議決によって定めると書いてございますし、その職務の対価によって協議するというところでございます。基本的に当会社は出資しております八女市をはじめ、森林組合、農協、商工会等のほうから選出されました役員さんが中心でございまして、そういう団体は、その団体から職務の対価に関しては、給与なり報酬なり頂いておられますので、この会社の運営なり、それに対する職務の対価ということに関しますと、どうなのかということもありますので、今回はとにかく令和3年度決算におきまして、利益が112千円ほどしか上がっておりませんでしたので、そういうふうな議論にはならなかったということでございます。

**○8番（高橋信広君）**

ぜひ安定した経営を確保するためにも、この辺りはしっかりと報酬を出せるようになるようお願い申し上げます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

2点お聞きします。

1つは、コロナ禍の影響というのは十分理解しておりますが、それでも昨年は一昨年よりかなり来場者も増えていると認識しております。

星野の魅力からいけば、リピーターというのが見込めると思っています。そういう意味では、そのリピーターを確保するためのやっぱり対策、例えばポイント制とか、そういうことを含めて、せっかくのところに来ていただき魅力を、アドバンテージを上げる、インセンティブを上げるという何か考えがあったら面白いなと思って。いかがでしょうか。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

一般財団法人星のふるさとにつきましては、大体年間5万5,000人ほどの入り込み客を入れております。それで、お客様に対しては、おもてなしということで、一人一人スタッフの方がきちんと丁寧に対応しております。そして、SNS等についてもきちんと毎日、随時更新をしております。

星の文化館につきましては、いわゆる天文クラブティコとか、そういった会員がございます。そういうふうに、同じ星を見る人たちのグループをつくる、そういった会員制度をどんどん広めていきたいと。同じく茶の文化館にもお茶のソムリエさん、そういった方々の会合がございます。そういった方々向けに情報発信をしていって、そういった制度をつくってきたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

ぜひここはまだまだ伸びるといえるか、来場者は見込めるとお思いますので、いろんな策を練っていただいて、動員をお願いしたいとお思います。

それからもう一つ、以前、民営化についてお尋ねしたんですが、ただ、このコロナ禍ということで議論は進んでいないような気がしますけど、これについては何か御検討されてあれば、お聞かせいただけますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

民営化という点でお話があったかとお思います。これにつきましては、収益の部分、公益の部分、それぞれ別々にございまして、基本的に星野の財団が管理しておりますところは公益の部分が多い。公園管理、そういうところが多いような状態でございます。

ただ、その中においても、ある程度指定管理費、こちらのほうを検討していきながら、収益の持てるところは持っていただく、また、もう一つ企業努力、財団努力として、例えば有価証券、こういうところでの売買益を費用に入れるとか、そういう努力もしておりますので、まずは財団として地域雇用の確保も併せて、地域にどれだけお客様を呼び込むか、また、新しい施設等も今後、星の花公園とか検討してまいりますので、そういうところで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

まずは、どれだけ呼び込めるかというところプラス、その結果、収益にどうつながるかということでしょうけど、ここの星の文化館については、このグループについては稼げる場所と承知しておりますので、ぜひ今後ともよろしく願いして終わります。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○10番（牛島孝之君）**

令和3年度事業報告、その他の受託事業の中に、②柚人の家管理清掃事業、これは令和4年度もなっておりますけれども、これを今後どのように利用されるのか。単なる清掃管理で

持っていくのか、せっかくあれだけの建物があって、やはり今言われたように、観光、そういうのに利用できると思うんですね、あれだけの建物ですので、単なる清掃管理、3年も4年も清掃管理になっておりますけど、今後どういう利用をされるお気持ちなのかをお聞きします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

事業報告という点での御質問かと思えます。

ただ、今、議員おっしゃったように、この清掃につきましては、2年間ほど予算を上げておりますのは、実はあそこで行ってございました食の提供、これがちょっと止まっているような状況でございました。そこで、その後、昨年度につきましては、福岡県の宿泊税を使いまして、あそこの施設を1棟貸しの宿泊になるような改修を進めているところでございます。

議員がおっしゃったように、ただあつて掃除するだけではなくて、あの場所がお客様が集まってお金を落としてもらえ場所になるような、今、補助金を取って事業を進めているような状況であるのが、今の段階でのお答えになるかと思えます。

また、それにつきましては、当初予算、こちらのほうにも入れておりますが、周辺の草刈り、そういうところのみを掃除していただいて、今後、その事業を進めていこうと考えております。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

宿泊施設としてグリーンピアとかいろいろあります。今回、出ておりました白城の里、そこ事連携したような利用、要するに、今、言われたように、宿泊、まず白城の里で昼の食事をする、柚人の家で夜の食事と宿泊と、ぜひそういうことを考えていただくように、そう思います。

以上で終わります。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和3年度決算及び令和4年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○8番（高橋信広君）**

FM八女の放送事業部のほうを1つお聞きしたいんですが、地域リポーター制度、これリ

ポーターは27名となっています。この方々のいわゆる制度の具体的な内容と活動状況、これについてお答えいただきます。

**○企画政策課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

地域リポーター制度につきましては、令和3年4月から運用開始しておりまして、現在27名ということで運用しておるところでございます。主に災害時等のレポートということで活躍をいただいております。

実績で申しますと、令和3年度につきましては、8月の大雨のときに、これは16回の出演がございました。通常時につきましては、令和3年度が45回、令和4年度につきましては、現在までに15回ということで、出演をいただいております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、基本的には災害対応ということで理解しておけばいいんですかね。そのほかのレポートというのは、まだそこまでは考えていないということでしょうか。

**○企画政策課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

主には災害が中心になると思いますが、地域の魅力等を発信する役割も担っていただいております。通常時と申しましたのは、そういったことでございますので、今後、リポーターの方々と連携を図って、しっかり情報発信を取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

もう一つ、今、本会議、ネット中継をやっておりますが、FM八女で番組編成を変えて、FM八女で生放送というのは可能ですか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

生放送は可能でございます。

ただ、買っている番組もございまして、その時間帯になりますと放送権の問題がございます。そこを調整すれば、それは自由に可能でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものがありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第14号 令和3年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第54号 八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

二、三お尋ねします。

八女市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例となっておりますけれども、この理由の中に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、そして介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する云々とかなっています。これはもう職員の育児休業のみなのか、それともここに大本の法律にありますように、介護の関係も今回、改正されたのか、お尋ねします。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

これは、法律の名称ということで改正をなされておりますけれども、この介護休業の取得要件の緩和ということも一部は入っております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

なかなか前のと比べただけでは、とてもじゃないけど何が書いてあるのか分からないわけですよね。できれば要約した説明書なんか欲しいんですけども、これは議運でもお願いしたいと思いますけれども、分かるようにやっていただかないと、とてもじゃないけど分かりにくいと思います。

総務省のこの改正案を見ますと、非常勤の介護休業の取得の緩和の要件というのも出てくるわけです。ですから、今回、非常勤職員のその介護休業の要件も緩和されるという、中身は介護のほうも改正されるということで理解してよろしいんですか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今回、育児休業の改正でございますけれども、まず、法改正の背景としまして、いわゆる男性職員の育児休業の取得者がなかなか増えないという中で、今回の育児休業の取得回数の緩和をすることによって、例えば夫婦交代での育児休業の取得、こういったことで、男性職員の育児休業の取得をしやすくするという狙いがあります。

今回の法改正の内容につきましては、要は育児休業をこれまで原則1回しか取れなかった、これを2回まで取得が可能になるということでございます。あわせて、子どもさんが生まれて8週以内、これは男性職員に限りますけれども、育児休業を同様に2回まで取得できるようになったというものでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

私がお尋ねしているのは、介護のほうも変わったのですかというお尋ねをしているわけです。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

介護休業の取得要件の緩和の部分については、もう以前に改正をされておりますので、今回の分については条例改正には入ってございません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そしたら、この総務省が古いのか、一緒に出てくるんですけれども、総務省のこの資料では1年以上の雇用期間の要件を廃止するとなっているんですよ。それで、そのように以前からなっていたのか、それとも今回なるのか、あるいは、今回、条例ではもう関係ないのか、そこら辺のところはどうもすっきりしないんですよ。ちょっと明確な答弁をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

これは、法律の名称でございます、この非常勤職員の介護休業のこの取得要件の緩和、1年以上の雇用期間の要件を廃止することについては、もう以前からなっております、今回の条例改正については、この部分は盛り込まれておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。

それから、この改正は、男性の育児休業に関する改正ということで、女性はこれには関係ないんですか。男性のみですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、女性職員も当然、関係してございます。

といいますのも、先ほど申し上げましたが、これまで原則1回の取得ということでございますが、例えば女性職員の方が育児休業を取られて、その後、男性の方が取られた後に、再度女性の方が育児休業を取れるということでございますので、女性職員にも関係はございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

どうもすっきりしないんですけれども、この資料によると、産後パパ育休と括弧づきでなっているんですよ。ですから、男性の体制なのかなと私は思っていたんですけれども、これは女性も同じような適用が行われるということで理解してよろしいんですか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今言われた、産後パパ育休というのは、出産後8週以内の分でございまして、女性の場合には当然、産後休暇ということで取得をされますので、基本的に今回の改正については男性の部分が主でございますが、女性の分も一部、2回まで取得できるという意味では関係があるというものでございます。

**○17番（森 茂生君）**

これ例えばですけれども、同じ職場で結婚されて、女性と男性がいらっしゃる場合、女性がいわゆるその育児休業を取得される、あるいは産後の休業を取得される、そういう場合でも、男性は女性が取ってもなおかつ男性も取ることができるかどうか、お尋ねします。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

同時に取得することは可能でございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。

このように、大体取りやすい方向に法改正もずっと行われてきているわけです。ですから、幾ら条件がよくなっても、取っていただかないことにはあんまり意味がなさなくなってしまうわけですので、ぜひ皆さんが積極的に、この前も言いましたけど、取っていただくように体制を整えていただきたいと思います。

これは、昨日の西日本新聞の1面に、育休佐賀県モデル奏功、かなり——100%という数字が載っております。100%取っているということなので……

○議長（角田恵一君）

森議員、質疑をお願いします。

○17番（森 茂生君）

ですから、佐賀県みたいに100%まではいきませんが、この法改正とともに取りやすい環境づくりをぜひやっていただきたいと思います。どのようなお考えか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今言われました新聞記事については、私も拝見させていただいております。

これは、有休を使って2週間以上の育児のための休暇を取る取組ということで、取得率については、今言われたように100%ということで、取れない場合は何で取れないのかという理由書の提出を求めているという取組で成果を出されていると認識をしております。非常に興味のある取組だとは思っております。

ただ、県と市町村の違いという部分もございます。あと、各個人の事情というのもございますし、まずは取得をしたい方、こういった方がしっかり取れるような環境を整備していけたらと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 八女市白城の里条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 令和3年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。21番松崎辰義議員からの議案質疑の通告が取下げとなりましたので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議

長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け審査していただきますようお願いいたします。

議案第59号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 令和3年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、順次

質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

**○8番（高橋信広君）**

それでは、3点お聞きいたします。

まず、歳入についてです。

市税ですが、市税のほう、令和2年度、それから令和3年度とコロナ禍ということで、非常に心配していましたが、令和3年度を見ましても、予想以上にというか、下げ幅は少なかつたなと思っております。

ただ、コロナ禍の影響がどうだったかというのは、なかなかこの数字の中で見えていません。令和3年度につきましては、下がったところも特に固定資産税、これがちょうどいわゆる固定資産税の評価替えの年でしたので、ここは下がるのは当然だと思っております。ここが一番大きくて、それ以外はほとんど逆に上がっている。1つだけ入湯税がべんがらの関係で大きく下がるというのは分かるんですが、そのほかはほとんどプラスになって、全体的には前年度比の98.3%ということですね。それだけでは、このコロナ禍の影響がもう一つ分からないので、この辺りをどういうことだったのか、これについてお答えいただけますか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

先ほどから市税に対するコロナ禍の影響ということで御質問いただきました。

令和3年度の決算から見ますと、確かに税目ごとに違いがございます。特に、入湯税については御質問のようにコロナの影響を大きく受けたことによる減収となっております。ございます。

また、前年度と比べると固定資産税も減収ということになっておりますけれども、これは御質問のように、評価替えの影響も確かにございます。それと、令和3年度につきましては、国から減収補填の特別交付金を頂いていまして、その減免措置がありました関係で少なくなっている部分もあると思えます。

それと、市民税につきましては、コロナの影響も確かにあったと思われるんですけれども、法人市民税につきましては増収となっております。全体的にはコロナの給付金で収入増となっているところがかなり目についたケースが多かったように思います。

軽自動車税とたばこ税については、昨年度よりも若干増額となっております。コロナの影響はあまりなかったのではないかなということも捉えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

先ほどの補填というところ、それが1つだったんですね。令和2年度、令和3年度を見て、今度は令和4年度以降のトレンドというのがどうなっていくかというところについて、今、

当初予算はかなり低いところで抑えられています。多分、この流れからいくとほとんど令和3年度と変わらないと私自体は踏んでいるんですが、どういう見通しをされていますか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

今後の見通しということでございますけれども、確かに難しい部分もございますけれども、コロナウイルスの感染症が今後収束に向かっていっても、しばらく影響はあるんじゃないかなど考えております。

加えまして、最近、物価高が続いておりまして、原材料価格も非常に高騰しております。また、八女市については生産年齢人口、こちらのほうも減少傾向が続いていますので、なかなか税収アップの展望がつかめないような状況ではありますけれども、今年度、令和4年度につきましては、議員御指摘のように、昨年並みかそれ以上の税収を期待しておるところでございます。市民税と固定資産税につきましては、予算額に対して現在、調定額のほうが多くなっておりますので、昨年以上にはなるんじゃないかなど期待をしております。

また、今後も国とか県の動向とか、あと、経済情勢のほうをしっかりと注視しながら、税収確保につなげてまいりたいと思います。

**○8番（高橋信広君）**

税収については、不透明な部分はあるんですけど、今までと当初予算から実績というところを、これは多分、戦略的なところがあると思うので、常に100%近くは上回っておりますので。ですが、特殊なこのコロナ禍というところが非常に不透明感、それから、おっしゃった物価高というところがどう反映するかと多少心配はしていますが、ぜひいい方向にいけばと期待しております。

次に、2款1項、6目の先端技術活用調査研究事業、これについては、当初予算で5,500千円で組まれて、実績が1,991千円ということですが、まず、これについては、このギャップがなぜ出たのか、それから、調査研究というのはどういうことだったのか、これは何か実証実験もやられるとのことでしたから、併せて今後の取組についてお聞きしたいと思います。

**○企画政策課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

本事業につきましては、八女市が抱える地域の課題について、AIやIoTなどの先端技術、いわゆるDXを活用することにより、それらを解決していく、このための事前の調査研究ということで、事業を実施いたしております。

具体的には、先端技術の活用に関して4つの調査を行っております。

まず1つ目が、行政内部の課題の洗い出し、2つ目に、住民目線の課題の洗い出し、3つ目に、これらの課題のすり合わせ、そして4つ目が先進事例等の調査でございます。

まず、行政内部の検討につきましては、庁内の13課の代表者によるプロジェクトチームを編成し、部署ごとのヒアリング調査、また、全4回の会議を開催しております。この中で、行政側が感じる地域課題の洗い出しと先端技術の活用に向けた調査を行っております。

次に、住民目線の課題につきましては、矢部地区をモデル地区に選定して調査を行っております。

矢部地区は高齢化率及び人口減少率が高いこと、地区内に支所、診療所などの一定の機能を保有していること、こういったことからモデル地区といたしたところでございます。ここで地域づくり協議会の委員さんを対象としたワークショップを行いまして、日常の中での課題、お困り事について聞き取りを行っております。

ワークショップを通して多岐にわたる意見をいただいたところでございますが、主なものといたしましては、農林業、また集落の維持、移動交通手段、買物、飲食等について、多くの方が課題として感じておられることが分かりました。

このことは、庁舎内のプロジェクトチームに報告してございまして、今後、すり合わせを行いながら、これらの分野の事業化について検討、研究を進めていくこととしております。そのほかにも、先進自治体事例の収集や、国の補助制度の情報取得を行っております。

執行率の低さについて御指摘がございましたが、本事業につきましては、令和3年度当初が現在と比べてまだ情報も少なく、正直手探りの状況でございました。先端技術を用いた事業が非常に幅広い分野にわたること、また、事業内容によっては多額の費用が発生する場合もあるために、事業実施に当たっては市民が感じている課題と行政が考える課題解決の施策について確認とすり合わせを行うことからスタートすることにしたという経緯がございます。そういったことから、予算の執行率が低くなったという経緯がございます。

今後の取組についてでございますけど、まず、企画政策課として、昨年度の矢部地区のワークショップは参加者の年齢層が高かったために、医療や子育て分野の御意見が少なかったという反省点がございました。幅広い世代の意見を集約するために、もう一度子育て世代を中心としたワークショップを行うこととしております。

あわせまして、今後、事業化する分野の検討と、実証事業、モデル事業の実施に向けた検討を行っているところでございます。

また、現在、DXの推進につきましては、国を挙げて推進する方向で進んでおります。本市においても、今年4月にDX推進室を設置し、また、八女市のDX推進戦略を策定したところでございます。

この戦略につきましては、地域のデジタル化の推進ということで、地域のDXの取組が重点施策として位置づけられているところでございます。

今回のワークショップでいただいた矢部地域の課題であったり、庁舎内のプロジェクト

チームで整理、検討した課題等につきましては、今後の地域のデジタル化の推進の基礎資料として活用したいと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

いろいろ御説明はいただきましたが、私は少し勘違いというか、これは委託事業と思ったらそうじゃないということですね。内部で調査するということと、この1年間でやった結果の、例えば、具体的にこれは実証実験をやってみようとか、その段階ではないということとで理解していいんですかね。

**○企画政策課長（隈本興樹君）**

この予算の1,911千円につきましては、調査業務委託ということで業者のほうに委託しておりまして、内容につきましては、庁舎内の各課のヒアリングであったり、関係団体のヒアリング、資料の収集、整理、あと、ワークショップ等の会議の運営支援等について業務の委託をしております。

実証実験のところですが、まだ正直言ってきちんと絞り込みをできておりません。地域のDXにつきましては、庁舎内のDXと違って、やっぱり地域を巻き込んで、地域ニーズに即した部分になりますので、そこはしっかり地域のニーズと事業の実現可能性、ここら辺をしっかりと検討して慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

この事業については、どうもやっぱりDX推進室との連携というのは必要だということを確認しましたので、ぜひまだこれからが大事だと思います。よろしく願いいたします。

次に、ふるさと絆便事業なんですけど、これについてはちょっと一般質問でもやったんですけど、ほとんど触れてございませんでしたので、改めてお聞きいたします。

このふるさと絆便事業、2,510千円ということですけど、この登録者をはじめとした事業の取組、この事業内容について詳しく御説明いただけませんかでしょうか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

このふるさと絆便事業につきましては、事業の目的といたしましては、八女市を離れる方のつながりを継続してするために、進学や就職などによりまして転出された若者に対しまして、八女市の広報PR活動を実施し、本市へ貢献する仕組みづくりを図ることを目的としてこの事業を始めたところでございます。

具体的に昨年度の取組につきましては、当初予算時の論点情報の中では、登録者想定を100名ということで目標を持ちながら事業を進めてきたわけでございますけれども、この絆

便事業を実施するに当たりまして、必要な実施要綱等の登録、整備に時間を要したこと、また、システム開発や登録者へ贈呈する特産品の設定につきまして、協力事業者との協議に時間を要したことなどによりまして、募集開始が遅れたことにより、当初、想定しておりました100名ではなく、今現在、39名の登録者の確保ということになっているところでございます。

ただし、この登録者の確保につきましては、市のホームページや関連SNSを通じて情報発信に努めておりますけれども、それ以外に八女市と筑後市にごございます高校を訪問いたしまして、卒業される卒業生向けに事業の説明とチラシを配布いたしまして、PR活動をやっておりますし、また、1月の成人式では終了後に直接チラシを手渡ししてPR活動等をやっております。今後、積極的に登録者の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この登録者が資料を頂いているのは7月末までで39名となっています。この39名というのは、転出されたこの年齢が15歳から25歳ですか、この大体何%というのは把握されていますか。要は39名というのは1割なのか、2割なのか、転出されたこの対象者。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

登録者39名が全体の転出者の何割かという御質問だと思いますが、申し訳ございません、全体の転出者の数字を今、持ち合わせておりませんので、全体の何%が登録していただけたかというのは手持ちに持っておりません。申し訳ございません。

**○8番（高橋信広君）**

この資料を見ますと、福岡県がやっぱり多いんですね。九州と福岡県といたら、もう6割ぐらいは九州内ということですが、1つちょっと気になるのは、15歳から25歳というこの年齢幅ですね。この意味はどういうところから来ているんですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

この事業の登録者の対象者につきましては、4月1日において年齢が満15歳以上25歳未満の者ということでございまして、設定に当たりましては、冒頭、目的の中でも御説明いたしましたとおり、八女市を離れる方に継続的につながりを保ちながら、今後の八女市の地域発展に貢献していただきたいということでございまして、基本的には高校から八女市を離れる方が多いのかなということで、15歳ということで、上の25歳につきましても、ある一定、年齢が上がりますと、結婚をなされたり、その土地で家を買われたりして、なかなか八女市へ

お戻りになれる可能性というのが低くなるのかなということ、25歳ということで対象を設定させていただいているところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この絆便の最終的なというか、目的というのは関係人口ということでしたが、それもどうなんでしょうね、こういう若い人たちと八女市との結びつきをしっかりとっておいて、将来的に貢献いただきたい、そういうことが狙いと。できれば戻ってほしいということなんだろうけど、今後、これを継続するための施策というのは、どういうことをお考えですか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

この事業で登録していただいた方には、メールアドレスを登録していただくということになっておりますので、定期的に八女市の状況であったり、イベント状況などについてメールで送信をさせていただいて、日々八女市を感じていただきたいという取組をやっておりまして、つい今月につきましては、ふるさと絆通信第1号ということで、八女市の近況であったり、9月に行いますイベントの情報等を発信させていただいているところでございます。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

このふるさと絆便、少し地道な活動になってきますので、これは継続というのが非常に大切な事業になってくると思います。それと、今、おっしゃったようなやっぱり結びつきを持続するにはどうするかというところが、数年たったら1人抜け、2人抜けということにならないように、ぜひ持続していけるように頑張りたいということで、私の質疑は終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

それではまず、ごみ問題についてお尋ねをいたします。

ごみ関係では、ごみ減量対策奨励金が8,330千円とか、可燃物収集業務委託料が125,000千

円、あるいは八女西部広域事務組合の負担金が5億円と、主なものだけでもごみ処理にかなり高額なお金が出ているわけですが、このごみを減らすというのは、もうどこの自治体でも相当取り組んで、なかなか思ったようにいかないというのがこのごみ問題かと思えます。いかにこれを減らすのか、当然、CO<sub>2</sub>削減にもつながりますし、食品ロス、いろんな問題でこのごみ問題は関連をしてくるわけです。ですから、まず、このごみを減らす対策、当然、いろいろ取ってありますけれども、まず、どのような対策を重点的に、主なものを行われているのかお伺いします。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

本市におけますごみ対策、主な取組について御説明させていただきます。

まずは生ごみの減量対策として、電気式生ごみ処理機購入に際しましての奨励金、あとは環境衛生協議会との連携の中でコンポストとかEMバケツ、こういった生ごみ処理機の補助も行っております。

また、資源ごみの適正な分別、これを推進するために、行政区におけます分別の説明会がありますとか、ホームページや広報紙を使った啓発、また、ごみ出しアプリというアプリを去年から導入しまして、分別が少しでも分かりやすくというところで、そういったサービスの展開もしております。

また、食品ロスの削減も密接に関わる部分でございます。こちらにつきましても、ホームページや広報紙等での啓発、また、啓発用品を配布いたしております。商工会議所とか商工会のほうと連携を取りまして、昨年度はマスクに食品ロスの削減をうたった広告を入れまして配布をさせていただいております。

そのほかには、ちょっと八女西部の事業に絡みますが、小学生が八女西部の見学をされるときでございます。そういったときにも職員が出向きまして、生ごみの減量をはじめ、食品ロスを含めた環境教育につながるような対応、こういったところを総合的に取りながらごみ対策を行っているところでございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

ここに1日1人当たりの排出量というのが市町村ごとに出ております。これは国が出しているんですけれども、令和2年度の実績です。

八女市が1日に595グラムということで、おおむねどこの市町村も大体この前後ぐらいかと思えます。北九州が600グラムということになっておりますし、福岡が591グラムということで、福岡のほうが少ないんですね。これは統計の取り方もあるかもしれませんが、この数字だけで見れば、福岡市より若干多いということになるわけです。私は、この八女市

は山間部、田舎を抱えているところですので、やり方によってはもう先ほど言われましたように、堆肥になしたり、いろんな問題を強力に推進するなら、相当都会よりも少なくなって当たり前という気がします。都会はもう出すところがないから、当然、家の庭に埋めるとか、そういうのはなかなかできませんけれども、やっぱり田舎では畑の堆肥になしたり、いろんな方策を取られますので、せめて都会よりも低くなるようにぜひお願いしたいと思います。

先ほど言われました一つに、電気式ごみ処理機を言われましたけれども、これも相当あっちこっちの自治体で、私も調べてみましたら、今、取組が急速に進んでいるような状況です。ですから、これについて2分の1、あるいは上限20千円となっているようですが、これの普及状況はどうなっているのか、そして、この生ごみ処理機というのは、そもそも一体どういうのがあるのか、お尋ねします。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

まず、電気式生ごみ処理機の実績でございます。

令和3年度実績で19件の交付実績がございます。やはり今、議員がおっしゃいましたように、この電気式生ごみ処理機、非常に普及をしてきているなというところで、三、四年前だとやはり1桁の実績であったのが、今この2桁の実績に乗ってきているというところで、今後、継続して推進していきたいと思っております。

それと、この生ごみ処理機もいろんなタイプがあるようでございまして、金額も幅があるようでございますけれども、乾燥だけをさせるようなタイプがあったり、あとはバイオ式ということで、その後の堆肥化というものを視野に入れた、そういった装置、あと、菌を使ったりとか、そういった仕組みになっているものもございます。幅広く品ぞろえもされておるようでございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

そしたら、どういう種類でも適用になるんですね。分かりました。

私がちょっと調べた範囲では、金沢市が2分の1で上限40千円、ここが私が見た範囲では一番高いです。通常20千円ぐらいですけども、金沢市が40千円と、一番見た範囲では高かったです。それから、札幌市の場合がこうなっています。人気が高く、先着方式とした昨年度は、受付開始から数日で終了になりました。ですから、今は抽選でしかだめですよということで、僅か数日で予算を使い果たしてしまっただと、非常に人気があるようです。

実は私も、これなら買ってみようかなという気持ちを持っておりますけれども、電気式じゃなしに畑に据えているのを見ますと、あんまり利用されていないというか、ごみ捨て場みたいになって、なかなか良質な堆肥になっているのがどうも少ないような気がします。それで、やっぱりこれは普及するだけのことはあると思いますし、ちょっと八女市でもコンポ

スト、これは地域で一体となった生ごみ減量に取り組んでいるということでホームページに載っていますけれども、これが若干また仕組みが違うようですので、これはどういうふうなものか、お尋ねします。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げました環境衛生協議会におきまして、コンポストとかEMバケツのほうの補助のほうも行っているんですが、実は共同でコンポストを使って、地域で生ごみを減量していくという取組を今やっております、モニタリング的な取組なんですけれども、それを今2人以上のグループということで御利用いただいているんですけれども、300リットルという大型のコンポストを使っていただきながら生ごみ処理をしていただいています。現在は11団体、グループの方々が御利用いただいております、中には黄色いごみ袋から生ごみがなくなったということで、非常にごみ出しの回数が減ったとか、そういった報告もいただいております、好調に今のところこの事業が進んでおりますので、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

コンポストもかなり有効だと思いますけれども、これがやっぱりちょっと最初の出だしが悪いと、もうごみ捨て場になってうじ虫が湧いたり、まさに堆肥どころか臭いもして、とてもじゃない状況がありますので、やっぱりきちっと最初、購入していただく補助をするときは、その使い方をよくよくやった上でしないと、雑草の中にあのコンポストが埋まってしまったとか、ほとんど使われてないのをしょっちゅう見かけますので、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、次のがありますので、もっと言いたいんですけれども、ちょっと次のに移ります。

介護サービス、幅広くいっぱいあります。それで、一つ一つ言いよったらとてもじゃないですけれども、あれですけれども、居宅介護サービスで2,290,000千円と、施設介護サービス給付で26億円とか、2つだけで相当な金額が出ていますけれども、これは資料を出していただきましたけれども、特別養護老人ホームの待機者が延べ257人、これは延べですので、1人の方が二、三か所申し込まれておりますので、実質はこれほどはないんだと思いますけれども、法律改正になって3以上でないとかだめだとなりました。それで、待機者が私は相当減ったのかなと思っていましたけれども、二百五十何名というのは結構多いのかなという気がします。

この待機してある方は、どのように施設、あるいは自宅、いろんな待機の仕方がありま

しょうけれども、特別養護老人ホーム以外はなかなか長期間入るわけにはまいりませんので、大体どういうところで空きを待っていらっしゃるのか、その待ち時間がどれくらいなのか、その2点、取りあえずお伺いします。

**○介護長寿課長（栗山哲也君）**

お尋ねのどこに待機をしていらっしゃるかということでございますけれども、主に多いのは有料老人ホームで待機というか、有料老人ホームに入所してあって、特養が空くのを待っていらっしゃるといったパターン、それから、ショートステイをちょっと変則ですけど長期的に使って、施設に入所と同様に施設にいらっしゃる方、病院とかそういうところに入院していらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、御自宅にいらっしゃる方もいらっしゃるのかなということでは認識しています。

それから、どのぐらい待機があるのか、期間というのはちょっとそれぞれで調べておりませんので、ちょっと分かりかねます。

**○17番（森 茂生君）**

一般的に言われているのは、1年から2年と言われているようです。ですから、空くまで、悪く言えば保険あって介護なしとよく言われています。介護保険料はきちっと払っているのに入ることができないという皆さん方が言われるのが、気持ちとして非常に分かるんです。それで、特別養護老人ホームにいられない場合は、自宅で待機の場合、ホームヘルパーと施設の訪問介護のほうにお世話になるのが多いかなと思っております。介護従事者の、これは不足しているとよく言われますけれども、2019年度で施設介護の有効求人倍率が4.3となっています。それはそれでいいんですけれども、今度、訪問介護職員、ホームヘルパーさんの不足している割合が有効求人倍率が15倍となっておる。とんでもない数字。不足している事業所の割合が82%、今でいうほとんどの事業所がホームヘルパーさんを探しても見つからない、とてもじゃないけどというとんでもないようなことになっているようです。

恐らく八女市も例外ではないと思いますけれども、特にこの訪問介護員さんの不足は八女市の場合、どのようになっているのか、お尋ねします。

**○介護長寿課長（栗山哲也君）**

訪問介護、ホームヘルパーが不足しているのではないかということでございますけれども、事業所のほうで不足しているという現状を直接私が聞いたことは特にはないんですけれども、1つ八女市の独自事業でやっています、介護保険とは別に市の単独事業でやっています高齢者の生活支援ヘルパー事業というのがございますけれども、その事業を申し込まれた方が——当然、ヘルパーさんの事業所にこちらが委託しているような事業になりますので、その委託事業所がヘルパーがちょっと不足しているから、ちょっと待っててください、そういう御回答があったということで、そこにヘルパーが不足している現状があるというのを

認識しました。

先月か、もしくは6月だったと認識しておりますけれども、そのときに委託事業者さんがヘルパーが不足しているという状況があるということは認識しております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

有効求人倍率が15倍といえば、とても信じられないような数字ですので、恐らく八女市も影響があるのかなということで、そういう関係の施設にちょっとお尋ねに行きましたところ、その施設はほとんど休む間もなく走り回って、とにかく介護を受ける人が受けられるように頑張っているということで、忙しいときはほとんど休む間もない、求人を募集してもほとんどないという状況で、新規の人を断らざるを得ないというのが、やっぱり——そう多くはないそうです、多くはないけれども、時期によっては新規を断らざるを得ないという状況になっているようです。

ここに19か所そういう事業を行っているのがありますけれども、ほとんどは八女市内ですよ。立花に3か所はありますけれども、この中でも実質、自分の経営している老人ホームにヘルパーさんを派遣したり、あるいは、障害者だけに限定したということで、実質普通の人が受けられるような事業所は約半分程度ということを知りました。

それで、一番問題が東部ですよ。東部にはないです。そういうステーションみたいなのが全部市内です。とてもじゃないけど、そろばんはじいたら市内から行きよったんじゃ、とてもじゃないけど採算に合わないというのが現状のようです。

それで、私が聞いたのでは、そこに例えば矢部とか星野とか、そういうところに登録してあるヘルパーさんが直接、向こうのほうは黒木なら黒木のほうに行っていっちゃるようです。しかし、それでも足りないときは、立花のステーションですけども、あれからもう行かざるを得ない、相当かかるそうです。そして、何とかこなしていますという状況のようです。

ですから、不足している場合、立花から直接、向こうまで行かやんそうです。やっぱりそういう現状がありますので、これはこのままいけば、いつかパンクするような事態になってきているような気がします。ですから、そこら辺のところは、何とか切り抜けなくてはならないし、特に一番犠牲になるのは山間部ですよ。中心部はもうほとんど影響ないだろうと思いますけれども、山間部がどうしても足りない事態になってきておりますので、何か対策、これは当然、取っていかねばならないと思いますけれども、どのようにこれを乗り越える考えなのか、お伺いします。

#### ○介護長寿課長（栗山哲也君）

御説明します。

介護職員の人材育成という面で人材が不足しているという状況は、全国的な状況にもあるかとは思いますが、八女市としましては、1つの取組としましては一般会計のほうでやっておりますけれども、介護職員初任者研修という講座を開設しています。こちらにつきましては、介護職の登竜門といいますか、いろんな知識がない方に介護に携わるためのいろんな知識から技術、身体介護の技術とか、そういったものを支援するものでございまして、以前でいきますと、ヘルパーさんを養成するような研修と同等の研修になっています。この研修を平成28年度からやっております、毎年予算化をしまして、募集をして、その人材育成に努めているという状況でございます。今年度も今現在、取組を進めていまして、合計で20名、毎年度20名程度に介護職員の初任者研修講座を受講していただいて、その修了者の方には人材として御登録もいただいているような状況でございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

その人材育成、介護ヘルパーさんになっていただくのを進めていらっしゃいますので、それはそれでいいんですけど、もう少し強力に、初任者研修、これを受けると何とか通常の介護はできるようですので、ぜひ今後もこれを強力に進めて、特に東部のほう、あそこら辺に力を入れてそういう人を配置しとけば、その人に直接行っていただくので非常にこれは有効なんですよ。それで、特に東部のほうに力を入れて、向こうに直接行っていただく、カバーしてもらおう、そういう意味も込めて私もこれをぜひ進めていただきたいと思います。

それから、もう一つ大切なのが、そういうもう既に資格を持っている方、私の場合、これが相当いらっしゃるんじゃないかという気がします。やっぱりそういう人たちを掘り起こして仕事をしていただくように誘いをかける、すると、八女の立花のセンターに登録すれば、そこから今度は指令が行って、その東部のほうをカバーできるようにシステムができ上がっていますので、その登録している数を東部のほうに多く配置すれば、何とかカバーできるような気がします。ぜひともこれを強力にやっていただきたいと思います。

これは1つ参考ですけれども、げたばきヘルパーというのがあります。これは長野県の栄村という、長野県の一番奥ですけれども、人口が2,000人ぐらいで、ですからどうせ来ないということで、地域で支え合おうということで、ここはびっくりしますけれども、2,000名のうちで78名が登録してあるそうです。今まで延べにすると235名ですね。今、活動しているのがヘルパーの2級、3級、初任者研修を終えた合計78名で、もう、すぐ隣までげたばきで行けるようなという意味で、げたばきヘルパーという名前がついたようなんですけれども、そういうふうにしてやらないと介護事業者に任せとったらとても来ないと思うんですね。ですから、1つこれも研究されて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

立花の場合、時間給だそうです。1時間当たり九百何十円、無料、ボランティアじゃあり

ませんので、結構何件か受け持てば、1日3千円、4千円になるようですので、ぜひそういう取組をしていただきたい。

それで、御決意のほど、どうされるのか、よろしくをお願いします。

**○介護長寿課長（栗山哲也君）**

議員おっしゃいましたように、既に受講されてある登録者といいますか、そういった方がうちで246名いらっしゃるということで確認しています。そういった方の掘り起こし、そういったことを含めて、東部でも行き渡るような研究をしていきたいと思っています。

**○17番（森 茂生君）**

ひとつよろしく願いして、私の質問を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長は予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

認定第2号 令和3年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和3年度八女市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

## 日程第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

### ○議長（角田恵一君）

日程第2. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、9月5日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時41分 散会